

船橋市通報システム（不法投棄）運用方針

1 目的

船橋市通報システム（不法投棄）（以下、船橋市通報システム）は、以下の目的のために活用します。

- （１）市が管理する道路等の不法投棄について、市民にLINEを活用して迅速かつ手軽に通報・情報提供してもらうことで、不法投棄の早期発見・未然防止に繋げること。

2 アカウント情報

- （１）アカウント名：船橋市通報システム
- （２）アカウントID：@730jsyii

3 受信内容

市が管理する道路等に不法投棄されている状況がわかる写真、その場所の位置情報（または住所などを特定できる情報）、発見時間（または通報時の日時）とし、管理者が全ての情報を確認したことをもって、当該情報の受け付けとします。

4 管理者

- （１）全般的事項
環境部廃棄物指導課
- （２）通報・情報提供に関する事項
環境部廃棄物指導課

5 利用方法

- （１）スマートフォン等をお持ちの方は、コミュニケーションアプリ「LINE」をダウンロード・インストールしてください。船橋市通報システムを検索・二次元バーコード読み込み・ID追加などの方法で「友だち追加」してください。
- （２）市が行う通報・情報提供に関する受信確認は、原則として開庁時間内（祝日、年末年始を除く、月曜日～金曜日の午前9時～午後5時）とします。
- （３）通報・情報提供の内容が緊急の対応を要する場合には、廃棄物指導課（047-436-3810）まで直接ご連絡ください。
- （４）市が通報・情報提供として受信した情報は、市が管理する道路等の不法投棄について早期発見・未然防止に繋げること目的としております。
- （５）市が通報・情報提供として受信した情報及びその対応状況は、適宜、市公式ホームページで公表します。

6 注意事項

- (1) 市が船橋市通報システムに掲載する個々の情報（文書、写真、イラスト等）に関する知的財産権は、市あるいは原著作者等に帰属します。船橋市通報システム（不法投棄）の内容について、「私的利用のための複製」や「引用」等の著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできません。
- (2) 船橋市通報システムへお送りいただいた通報・情報提供、その他コメント・メッセージ・画像への個別返信は原則いたしません。ただし、自動応答でのメッセージをお送りすることがあります。
- (3) 船橋市通報システムについて、以下に該当するものはご遠慮ください。またそうした通報・情報提供等については対応できないか、または発信者に断りなく、発信内容の全部または一部を削除することがあります。
 - ・ 法令等に違反するもの
 - ・ 公序良俗に反するもの
 - ・ 犯罪行為を助長するもの
 - ・ 政治活動、選挙活動、宗教活動またはこれらに類似したもの
 - ・ 特定の個人、企業、団体等を誹謗中傷し、または名誉もしくは信用を傷つけるもの
 - ・ 本人の承諾なく個人情報を開示・漏えいする等のプライバシーを侵害するもの
 - ・ 第三者の特許権、意匠権、著作権、商標権、肖像権などを侵害するもの
 - ・ 営利を目的としたもの
 - ・ 記載された内容が虚偽または著しく事実と異なるもの
 - ・ L I N E 利用規約に反するもの
 - ・ その他市が運営上不適当であると判断したもの
- (4) 通報・情報提供をいただいた情報は、行政指導等の参考に活用することを目的としており、必ず撤去等を行うものではありません。
- (5) 通報・情報提供に関して返信を希望する場合及び通報内容への対応について確認を希望する場合には、従来通り電話等で通報・情報提供・お問い合わせください。
- (6) 船橋市通報システムへ通報・情報提供をいただいた情報への対応については、受信から数日を要しますので、緊急な対応が必要なものに関しては、直接ご連絡ください。

7 免責事項

- (1) 市は、利用者が船橋市通報システムを利用したこと、または利用できなかったことによって生じたいかなる損害についても、一切責任を負いません。
- (2) 市は、利用者により投稿されたコンテンツ（通報・情報提供、その他コメント・メッセージ・画像）について、一切責任を負いません。

- (3) 市は、船橋市通報システムに関連して、利用者間または利用者と第三者間でトラブル・紛争が発生した場合であっても、一切責任を負いません。
- (4) 船橋市通報システムは、LINE株式会社のシステムによって運用されています。LINE株式会社のシステム運用や技術的な質問に関して一切お答えすることができません。
- (5) 市は、予告なく当該運用方針の変更や運用方針の見直し、または中止をする場合があります。